

2023年11月6日

東大和市監査委員殿

### 東大和市職員措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

#### 1 請求の要旨

2023年1月6日、東大和市長和地仁美（担当課：総務部文書課）が弁護士橋本勇に対して行った1,188,000円の公金の支出は違法である。

本件は、東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所立川支部「令和2年（ワ）第2710号」）に係る同訴訟（東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号）の報酬金として、橋本弁護士から2022年11月21日付の請求があり、東大和市が同訴訟事務委託の成功報酬として2023年1月6日付で支払いに応じたものである。

しかし、前記訴訟の確定判決（最高裁判所第二小法廷 令和5年（才）第418号・令和5年（受）第519号）が出たのは2023年8月4日である。民事・刑事を問わず確定判決を得るまでは訴訟は終結しておらず、この段階で弁護士に成功報酬を支払うことは公金の違法な支出にあたる。

東大和市は1,188,000円及び2023年1月6日以降得るべきであった利子分について損害を受けた。よって、同市は直ちに橋本弁護士に支払った1,188,000円の返還を求め、2023年1月6日から返還済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求しなければならない。

なお、市長は違法な支払いの事実について市民に公表、謝罪するとともに、改めて再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講じるべきである。

以上

#### 2 請求者

住所：東大和市桜が丘 1-1449-9-325

氏名：

電話：090-1884-5757

【添付書類】

写し1：2022（令和4）年11月21日 報酬金請求書（弁護士 橋本勇）

写し2：2022（令和4）年11月21日 支出命令票（文書課）

写し3：2023（令和5）年8月4日 「調書（決定）」（最高裁判所第二小法廷）